

施術所における 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

公益社団法人全国柔整鍼灸協会

全国柔整鍼灸協同組合

2020年4月13日

2021年9月1日改訂(第11版)

施術所内で考えられる新型コロナウイルス感染症の感染リスク

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)では感染拡大リスクとして以下の事項が挙げられている。

なお、デルタ株等変異株の感染拡大も踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染のそれぞれの経路に応じた感染防止策を徹底することが重要である。

○一般的な状況における感染経路の中心は接触感染及び飛沫感染だが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。

○集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間(換気の悪い密閉空間)、②密集場所(多くの人々が密集する)、③密接場面(互いに手を伸ばすと届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件の場では、感染を拡大させるリスクが高いとされている。この他、マスクなしでの会話、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要とされている。

以上を踏まえ、施術所内における感染対策は以下の通り実施する。

①密閉空間

◇施術所内は、施術スペース、待合室、その他施術者、スタッフの待機スペースも含めて原則密閉空間であり、換気機能を持たないエアコンは、同じ空気が循環していることを踏まえて、窓やドアを開放し(1時間に2回以上、1回5分以上)こまめな換気を徹底。

◇換気の際は2方向に換気できる窓やドアを開放し十分に行う。

◇寒い環境でも室温18℃以上を目安に1方向の窓を常時開放する等の換気を実施する。

◇換気を実施しながら湿度40%以上を目安に適切な保湿を維持する。

→冬場の換気方法について(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html

◇また換気に加えて、CO₂測定装置の設置と常時モニター(1000ppm以下)の活用を検討する(機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)。なお、CO₂測定装置を設置する場合は室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。

◇HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターの補助的活用も可とする。

※なお、寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。

②密集場所

- ◇患者同士が近距離になりすぎないように1m以上(可能であれば2m以上)の距離を確保する。また予約優先制を導入や必要に応じて人数制限等をするなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする。
- ◇スタッフの待機スペース内など施術所内で、スタッフ間の(身体的)距離を1m以上(可能であれば2m以上)確保できるようにする。
- ◇待合スペースから施術スペースへの移動の際は、患者・スタッフが滞留しないよう動線を確保する。

③密接場面

- ◇飛沫等で器具や用具が感染源となる可能性があり、できる限り使い捨てのものを使用する。または消毒(濃度 70%以上のアルコールなど)を徹底する。
- ◇施術時にマスクの着用が困難な場合を除き、患者には常時マスクの着用を促し、施術者もマスクやフェイスガードなどの器具を使用するなど、施術者及びスタッフと患者の飛沫が直接接触しない工夫を最大限に行う。
- ◇施術内容によっては手袋の使用も検討する。患者の施術に使用した器具を片付ける際にも手袋を使用し、手袋を外したあとも手洗い・手指消毒などを徹底する。

施術者・スタッフの感染予防

- デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、日常からの石鹸と流水による手洗いを徹底し、手洗い場をはじめ、入り口や受付、休憩場所等にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- トイレではペーパータオルか個人用のタオルを使用し、共通のタオルは使用禁止。
※なお、ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。ただし、患者がエビデンス等を確認できるように掲示等で周知すること。
- 鼻水や唾液の付いたゴミについては、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミ回収の際にはマスクや手袋を着用する。作業後は必ず石鹸と流水での手洗いを行う。
- 休憩スペース、食事スペース、喫煙スペース等では下記の1～5を徹底する。
 - 1 (食事、喫煙を含む)休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知する等、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をする。
 - 2 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。
 - 3 休憩スペースを常時換気する。

4 共用する物品(テーブル、椅子等)の定期的な消毒を徹底する。

→新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

5 入退室前後の手洗いを徹底する。

- 往療等、車輛で移動する場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする前項目の休憩スペースでの対策に留意する。
- 患者への水分補給は、感染対策を徹底しながら行う。
- 以下に示す、感染リスクが高まる「5つの場面」には細心の注意を払う。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



特に施術所内では「場面③ マスクなしでの会話」「場面⑤ 居場所の切り替わり」に注意が必要。

- 施術方法や施術部位等により、マスクなしで施術を行う場合、患者からの意思表示は会話以外でも行えるように工夫する。
- 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

患者への注意喚起

- 施術スペース利用時の注意事項並びに体調が思わしくない時の来院自粛を施術所 HP や院の表で患者さんへ呼びかけ、実行を徹底する
ダウンロードできるポスターの文面は以下

新型コロナウイルス感染予防 に関するお願い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐために、以下のご協力を
お願いいたします。


**次の症状がある方、該当する点がある
患者さんの来院をお断りします**

- ・ 風邪の症状(咳・痰・頭痛・下痢等)や発熱
- ・ 呼吸器症状(咳・息切れ・呼吸困難等)、倦怠感がある
- ・ 嗅覚・味覚障害がある

2週間以内に以下のいずれかに該当する場合

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者、またはその疑いがある患者と
の接触
- ・ 海外への渡航歴がある

<当院の感染症対策について>
消毒、換気、職員の手指衛生・体調管理の徹底を行っています。

 全国柔整鍼灸協同組合

以下の厚生労働省 HP をご参照ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

- ◆ 過去 14 日以内に渡航、並びに当該居住者との濃厚接触がある患者
- 感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中、スタッフがマスクを着用することの告知
- 接触確認アプリ(COCOA)のダウンロード推奨や各店舗等における各地域通知サービスの登録を行うこととし、その旨を事前に患者等に周知する。

- COCOAを機能させるため、「電源を on にしたうえで Bluetooth を有効にする」ことを推奨する。
- 利用者の QR コード読取を奨励し、その旨を事前に患者等に周知する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- デルタ株等の変異株の拡大も踏まえ、正しいマスクの着用について施術所内で掲示等を行い周知するとともに、咳エチケットについて徹底する。
- マスクを持参していない患者へは、マスクを配布もしくは販売する。
- 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、感染リスクに応じた、適切なマスクの着用を行う(品質の確かな、できれば不織布を着用)。

感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう ・時計や指輪は外しておきましょう

1

流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2

手の甲をのばすようにこすります。

3

指先・爪の間を念入りにこすります。

4

指の間を洗います。

5

親指と手のひらをねじり洗います。

6

手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやるう

マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

マスクがない時
とっさの時

正しいマスクの着用

1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でかさえる

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 詳しい情報はこちら

厚労省

検索

- デルタ株等変異株の拡大も踏まえ、大声を出さないように施術所内で掲示等を行うなど、啓発徹底を行う。なお、大声を出す患者には個別に注意を行う。
- 施術所内でマスクを着用している場合であっても、スタッフ間での必要以上の会話を短く切り上げる等の対応が望ましい旨を周知する。

施術スペースにおける施術時の対応

●施術スペース(施術所)内の衛生確保・感染防止対策

①入口付近

- ・施術所入口での手指消毒剤配置と消毒の徹底
- ・ドアノブなど不特定多数が触れる箇所はこまめな消毒の徹底

②施術設備・用具、共用する設備

- ・1時間に2回、1回5分以上の換気(2カ所以上窓を開ける)
- ・受付等、患者と対面する場所では、ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ・清掃・除菌の通常以上の徹底(洗面所の水道、トイレ、ドアノブなど不特定多数が触れる箇所のこまめな除菌、清掃の実施。最低推奨回数:2時間に1回)
- ・施術ベッドで使用する枕やカバー類は施術毎に除菌を徹底する
- ・鍼などは使い捨てのものに変更、または消毒を徹底する
- ・施術に使用した器具を片付ける際には手袋を着用する
- ・可能な限りキャッシュレス決済(非接触型決済サービスが望ましい)を導入する
- ・対策中のポスター掲示



③施術者またはスタッフ

- ・全員マスク使用を原則とし、施術内容等やむを得ない事情がある場合はフェイスガードの着用を検討する
- ・マスクを使用していても必要以上に患者と接近しない
- ・施術方法によっては手袋を着用する
- ・施術の際に使用した白衣などの衣服はこまめに洗濯する
- ・感染症の疑いのある患者に接した場合、その後の業務は中止し保健所へ通告する
- ・施術所内ではスタッフ間のソーシャルディスタンスを1m以上(可能であれば2m以上)確保できるようにする
- ・問診等の際には大声にならないように配慮する。

④患者

- ・マスク使用を原則とし、施術内容等やむを得ない事情がある場合はフェイスガードの着用を検討する
- ・患者の施術前と後に手指の消毒を実施
- ・高齢者や持病がある方は感染後の重症化リスクが高いことから、より徹底した対応を行う
- ・患者同士が近距離になりすぎないように1m以上(可能であれば2m以上)の距離を確保する
- ・予約優先制を導入するなど、患者同士や施術者及びスタッフとの接触時間をできる限り少なくする
- ・待合スペース等では大声での会話を控える旨を周知徹底

施術者・スタッフの健康管理

- 施術者・スタッフに平熱を超える発熱や風邪様症状がある場合には、その施術者・スタッフの出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談する。
- 感染リスクが高まる「5 つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用して、施術者・スタッフに対する新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底する。
- 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - 1 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養するルールを徹底する。
 - 3 出勤後に少しでも体調が悪い施術者・スタッフが見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その施術者・スタッフに対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
 - 4 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の上を承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
 - 5 抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いることが必要。
 - 6 これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL を参照。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>(令和3年6月 25 日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>(令和3年8月 13 日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
 - 7 また、施術者・スタッフ同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
- ワクチン接種について厚生労働省HP「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- 施術者・スタッフ同士、または友人・知人等家族以外の複数人での会食は控える。
- 施術以外の業務の際は、自宅等でのテレワークを検討。
- 必要に応じてオンラインでの研修・会議等の実施を検討。

感染者情報に接した場合の対応

- ①該当となった施術所は、管轄保健所の調査(など)に協力する
 - ・対象者の勤務状況や接触該当者の特定
 - ・対象者の感染防止状況
 - ・院内における適切な感染防止策の有無

- ②保健所からの指導があれば従う
指導の内容によっては速やかに濃厚接触者を自宅に待機(一般例:14 日)させるなど、感染拡大防止のための措置をとる。

- ③感染者と同時間帯に来院していた患者、勤務していた従業員へ連絡

- ④休院を保健所から指示された場合は、期間等を関係各所へ連絡する

- ⑤施術所内外の消毒を求められた場合のために、対応業者等を確認しておく

※施術所内において、必要な衛生管理と感染防止策を講じていた場合は、施設の休業等を求められることは確率として低くなるが、クラスター(患者集団)が発生しているおそれがある場合には、休業等、必要な対応を要請される場合がある。

痛みを抱える患者に安全・安心に施術を受けてもらうために

現在、新型コロナウイルスは感染力が強く、重症化率が高い変異株による感染が拡大しています。地域医療の一翼を担う業として、これ以上柔道整復・はり・きゅう・あん摩マッサージの業界から感染者を出さない、感染拡大させないための取り組み、万が一にも感染者が発生した場合の具体的な対応を定めておくことが極めて重要です。

施術者全ての願いは「患者さんのケガを治し一日でも早く痛みから解放してあげたい」ということには変わりありません。痛みを抱える患者が安心して施術を受けられるため、施術者やスタッフの家族の生命と健康を守るため、この「施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に沿って施術所の運営を進めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインは今後の厚生労働省・内閣官房の要請の他、社会情勢の変化に伴い、随時見直していく予定としています。

公益社団法人全国柔整鍼灸協会
全国柔整鍼灸協同組合
理事長 岸野雅方

監修医師:医療法人美和会 平成野田クリニック 岸野万伸

接骨院での新型コロナウイルス感染症対策(全柔協 HP)

>><https://www.zenjukyo.gr.jp/covid-19/>

全柔協 HP で情報発信しています。

>><https://www.zenjukyo.gr.jp/>

2020年4月17日改訂(全国に緊急事態宣言が発令されたため、一部文言の追加)

2020年7月15日改訂(「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」掲載のための改訂)

2020年8月5日改訂(体温チェックについて目安を37.5度から「発熱の兆候」に改訂)

2020年11月12日改訂(寒冷の環境における換気、湿度について追加)

2020年11月27日改訂(冬場における換気の方法を追加)

2020年12月9日改訂(新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)利用呼びかけ等を追加)

2021年1月8日改訂(家族以外の会食を控える旨の追加、2度目の緊急事態宣言発令における一部改訂)

2021年1月18日改訂(内閣官房・厚生労働省の要請による改訂)

2021年3月4日改訂(内閣官房の要請による改訂)

2021年9月1日改訂(デルタ株等変異株への対応による改訂)

新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

●施術者・スタッフの感染予防

- 石鹸と流水による手洗いの徹底
- 共用の物品等の使用は原則禁止。テーブル等やむを得ない物品は定期的な消毒を徹底
- 施術所内で施術者とスタッフ間でソーシャルディスタンスを確保可能
- 施術器具や接触機会が多い用具の患者ごとの使い捨て、または消毒の徹底
- 施術者・スタッフともにマスクを着用(着用困難な施術を除く)
- 清掃、ごみ捨て等の際の感染予防の徹底

●患者の感染予防

- 体調が思わしくないときの来院自粛の実行
- 患者と施術者・スタッフ間でソーシャルディスタンスを確保可能
- 接触確認アプリ(COCOA)のダウンロードと使用の推奨
- 正しいマスクの着用について掲示等で周知
- 大声を出さないように啓発の徹底

●施術所内の対応

- アルコール等の手指消毒液を施術所内の特定箇所に設置
- 不特定多数が触れるドアノブ等の箇所や施術器具等のこまめな消毒の徹底
- 1時間に2回、1回5分以上の2方向の換気の実施
- 患者と対面する受付等ではビニールカーテン等で遮蔽
- 予約優先制、キャッシュレス決済等、患者との接触を必要最低限にする仕組みの導入

●施術者・スタッフの健康管理

- 施術者、スタッフの体調管理のルールの策定・順守
- 抗原検査等のさらなる活用・徹底
- 家族や同居者に感染、濃厚接触がわかった場合の対応を施術者・スタッフに周知